

通所介護重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話番号 047-382-6161
受付時間 午前8時30分 ～ 午後5時45分まで
担 当 生活相談員 成田 玲奈

2. セイワ松戸デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	セイワ松戸デイサービスセンター
施設所在地	千葉県松戸市大橋89
管理者	センター長 山本 千恵子
サービスの種類	通所介護（千葉県指定 No. 1271208108 ）
サービス提供地域	原則事業所から半径5km以内の松戸市・市川市の区域

(2) 職員体制

- ・管理者 1名（併設事業所と兼務）
- ・生活相談員 サービス提供時、1名以上
- ・介護職員 サービス提供時、利用者数15名まで1名以上、利用者数15名を超える又はその端数を増すごとに1名を加えた数
- ・看護職員 1名以上
- ・機能訓練指導員 1名以上

(3) 施設・設備の概要

定 員	20名	静養室	1室 3床
食堂兼機能訓練室	114.01m ²	相談室	1室
浴 室	一般浴槽・リフト浴槽・特殊浴槽	送迎車	6台

(4) 営業時間

月曜日～土曜日 ※祝日も営業します (12月30日～1月3日を除く)	午前8時00分～午後5時45分
---------------------------------------	-----------------

3. サービス内容

- ① 送 迎 ご自宅までお迎えに参ります。
- ② 食 事 旬の味、季節の香をお楽しみ下さい。
- ③ 入 浴 お体の状態に応じた入浴設備があります。
- ④ 機能訓練 体調にあわせた運動、レクリエーションを行います。
- ⑤ 健康チェック 看護職員による体調の確認、相談を行います。
- ⑥ 生活相談等 悩み事、心配事等ご相談下さい。
- ⑦ 外出行事 季節の慣習や機能訓練、余暇を目的とした外出を行います。
- ⑧ その他必要な介護 お体に合わせたお手伝いをいたします。

4. 利用料金

(1) ①基本料金 1日あたり

【サービス提供時間 7時間～8時間】

	単位数	金額 (10割分)	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	658	6,876円	688円	1,375円	2,063円
要介護2	777	8,119円	812円	1,624円	2,436円
要介護3	900	9,405円	941円	1,881円	2,822円
要介護4	1023	10,690円	1,069円	2,138円	3,207円
要介護5	1148	11,996円	1,200円	2,399円	3,599円

※送迎時間や体調等の関係で上記よりも短時間となる場合は、介護保険で定められた時間ごとの料金が適用となります。別紙「利用料金表 セイワ松戸デイサービスセンター」のとおり

②加算（減算）料金

		単位数	金額 (10割分)	自己負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回	18	190円	19円	38円	57円
入浴介助加算Ⅰ	1回	40	418円	42円	84円	126円
個別機能訓練加算Ⅰイ	1回	56	585円	59円	117円	176円
認知症加算	1回	60	627円	63円	126円	189円
科学的介護推進体制加算	1月	40	418円	42円	84円	126円
送迎をしない場合（片道）	片道	-47	-491円	-50円	-99円	-148円

③ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記①と②の合計単位数の9.2%を加算

④ 食事代（1食あたり） 昼食代 618円 ・ おやつ代 127円

⑤ オムツ代（1枚あたり） 紙オムツ・紙パンツ 100円／紙パット 30円

⑥ 記録の複写（1枚あたり） 10円

⑦ その他外出や特別なレクリエーション参加時の材料費等

⑧ 口座振替手数料（1回あたり） ゆうちょ銀行 無料
千葉銀行 55円
その他の金融機関 206円

※①～③は、月ごとの単位数に地域単価10.45（5級地）を乗じて金額を算出するため、実際の請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

※介護保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、一旦介護保険10割分の利用料金をお支払い頂きます。その際、保険者への償還払いの手続きに必要なサービス提供証明書をご利用者へ発行いたします。

※⑤オムツ類の提供は、急な必要性を事業者が判断させていただいた場合は、事後報告となる場合もあります。

(2) キャンセル料

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ・ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合は、無料です。
- ・ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡がなかった場合は、利用料の自己負担相当額をお支払いいただきます。ただし、ご利用者の体調不良等やむを得ない理由で、当日午前8時00分までにご連絡いただいた場合はこの限りではありません。

(3) 支払方法

- ・毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、20日頃までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。
- ・お支払い方法は、原則として銀行口座引落のお手続きをお願いしていますが、現金でのお支払いをご希望の際はご相談ください。

5. サービスの利用方法

- ・利用申込をいただき、契約締結後にご利用開始となります。担当の介護支援専門員がいる場合には事前にご相談の上お申し込みください。
- ・ご利用者の状況により健康診断書（自己負担）が必要になる場合があります。

6. 契約の終了

- (1) ご利用者は、1週間の予告期間において文書又は口頭で通知をすることで、この契約を解約できます。ただし、ご利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約できます。
- (2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することで、この契約を解約できます。
- (3) ご利用者は、次の場合、文書又は口頭で通知することで、直ちにこの契約を解約できます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者がご利用者やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ その他やむを得ない事情により事業を閉鎖または縮小する場合
- (4) 事業者は、次の場合、文書で通知することで、直ちにこの契約を解約できます。
 - ① ご利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1週間以内に支払われない場合
 - ② ご利用者が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合、又はご利用者の入院もしくは病気等により、長期間にわたってサービス利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ ご利用者又はそのご家族等が、事業者やその職員又は他のご利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- (5) 次の場合には、この契約は自動的に終了します。
 - ① ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② ご利用者が（地域密着型）特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護を利用した場合
 - ③ ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合
 - ④ ご利用者が死亡又は介護保険被保険者資格を喪失した場合

7. セイワ松戸デイサービスセンターの特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者の個人としての尊厳性への尊重と可能性の開発、生きがいの持てる健全で安らかな生活が保障されるよう、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、全職員の共通認識とし、通所介護計画に基づき、機能訓練及び必要な援助を懇切丁寧に行うことを旨とし、信義誠実をもってサービス提供することを運営方針とします。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

・送迎時間

事前に送迎時間の目安をお伝えしますが、道路状況等により多少前後する場合があります。又送迎時間を変更させていただく際は事前にご連絡いたします。

・体調不良等によるサービスの中止

当日の体調不良等でのキャンセルは、8時00分までにご連絡ください。なお、お迎えの際又ご利用中でも体調によってはご利用を中止させていただくこともあります。

・持ち物

必要な持ち物は別途ご案内いたします。金銭、貴重品の持参はご遠慮ください。紛失時の責任は負いかねます。又飲食物の持参も原則ご遠慮いただいています。

・設備、器具の利用

センターの設備使用の際は、安全にお使いください。お気軽に職員へもお声掛けください。

・その他

他のご利用者や職員に対しての政治・宗教等の勧誘活動、他のご利用者との金品や飲食物のやり取り、又職員への心付けはご遠慮ください。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、緊急連絡先、ご家族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9. 非常災害対策

- ・災害時に備え、定期的な防災訓練、防災設備の定期点検の実施及び夜間宿直員の配置をします。
- ・防災設備として、消火器・屋内消火栓・スプリンクラー・自動火災報知器・非常放送設備・非常通報設備・防排煙設備・避難器具・誘導灯・自家発電設備・非常扉・非常口・防災倉庫等を設置しています。
- ・業務継続計画 感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画を策定します。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

10. 虐待防止、尊厳の保持に向けた体制

虐待防止、尊厳の保持に向け、職員に対しての研修を実施します。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等において、職員への研修を実施します。

11. 原則として、利用者への身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

- | | | | |
|------------------|-----------------|--------|-----------------|
| ① 苦情受付担当者 | セイワ松戸 | | |
| | 主幹 | 東 全隆 | 電話 047-382-6161 |
| ② 苦情解決責任者 | セイワ松戸デイサービスセンター | | |
| | センター長 | 山本 千恵子 | 電話 047-382-6161 |
| ③ 第三者委員 | 僧侶 | 鈴木 善光 | 電話 043-424-0808 |
| | 団体職員 | 大野 長年 | 電話 043-424-0808 |
| ④ 千葉県国民健康保険団体連合会 | | | 電話 043-254-7428 |
| ⑤ 松戸市役所介護保険課 | | | 電話 047-366-7370 |
| ⑥ 市川市役所介護保険課 | | | 電話 047-704-0259 |

13. 運営法人の概要

- ・法人名 社会福祉法人 清和園
- ・代表者 理事長 清水 一人
- ・本部所在地 千葉県若葉区若松町792-1
- ・電話番号 043-424-0808

【定款の目的に定めた事業】	【施設・拠点等】	拠点数 7ヶ所
1. 養護老人ホーム	特別養護老人ホーム（従来型）	5ヶ所
2. 特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム（ユニット型）	3ヶ所
3. 老人短期入所事業	短期入所生活介護	6ヶ所
4. 老人デイサービス事業	通所介護	5ヶ所
5. 老人訪問介護事業	居宅介護支援事業所	4ヶ所
6. 老人介護支援センター	ケアハウス	1ヶ所
7. 老人居宅介護支援事業	地域包括支援センター	2ヶ所
8. 地域包括支援センター	特定施設入居者生活介護	1ヶ所
9. ケアハウス	生活支援ハウス	1ヶ所
10. 特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
11. 生活支援ハウス	養護老人ホーム	1ヶ所
12. 認知症対応型共同生活介護	訪問介護	1ヶ所
13. 介護予防支援事業	地域密着型介護老人福祉施設	1ヶ所
14. 障害福祉サービス事業	認知症対応型通所介護	1ヶ所
15. その他これに付随する業務	障害者グループホーム	1ヶ所
	日中一時支援	1ヶ所
	共生型生活介護事業	2ヶ所

令和 年 月 日

事業者は、通所介護のサービス提供に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 名 称 社会福祉法人清和園
 セイワ松戸デイサービスセンター
 所在地 千葉県松戸市大橋89
 代表者 理事長 清水 一人 印
 説明者 印

私は、事業者から通所介護のサービス利用について、契約書及び本書面により重要事項の説明を受けました。

利用者 氏 名 印
 （代理人） 氏 名 印
 （続柄 ）

利用料金表(別紙)

セイワ松戸デイサービスセンター

《令和7年4月1日より適用》

●基本料金(通常規模型通所介護費)※介護保険対象

サービス提供時間	介護度	介護保険単位	利用者負担額(1日あたり)		
			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	370 単位	387 円	773 円	1,160 円
	要介護2	423 単位	442 円	884 円	1,326 円
	要介護3	479 単位	501 円	1,001 円	1,502 円
	要介護4	533 単位	557 円	1,114 円	1,671 円
	要介護5	588 単位	614 円	1,229 円	1,843 円
4時間以上 5時間未満	要介護1	388 単位	405 円	811 円	1,216 円
	要介護2	444 単位	464 円	928 円	1,392 円
	要介護3	502 単位	525 円	1,049 円	1,574 円
	要介護4	560 単位	585 円	1,170 円	1,756 円
	要介護5	617 単位	645 円	1,290 円	1,934 円
5時間以上 6時間未満	要介護1	570 単位	596 円	1,191 円	1,787 円
	要介護2	673 単位	703 円	1,407 円	2,110 円
	要介護3	777 単位	812 円	1,624 円	2,436 円
	要介護4	880 単位	920 円	1,839 円	2,759 円
	要介護5	984 単位	1,028 円	2,057 円	3,085 円
6時間以上 7時間未満	要介護1	584 単位	610 円	1,221 円	1,831 円
	要介護2	689 単位	720 円	1,440 円	2,160 円
	要介護3	796 単位	832 円	1,664 円	2,495 円
	要介護4	901 単位	942 円	1,883 円	2,825 円
	要介護5	1008 単位	1,053 円	2,107 円	3,160 円
7時間以上 8時間未満	要介護1	658 単位	688 円	1,375 円	2,063 円
	要介護2	777 単位	812 円	1,624 円	2,436 円
	要介護3	900 単位	941 円	1,881 円	2,822 円
	要介護4	1023 単位	1,069 円	2,138 円	3,207 円
	要介護5	1148 単位	1,200 円	2,399 円	3,599 円

※送迎時間や体調等の関係で上記よりも短時間となる場合は、介護保険で定められた時間ごとの料金が適用となります。

●加算(減算)※介護保険対象

加算名称		介護保険単位	利用者負担額(1回あたり)		
			1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算Ⅱ	全利用者	18単位	19 円	38 円	57 円
入浴介助加算Ⅰ	対象者のみ	40単位	42 円	84 円	126 円
個別機能訓練加算Ⅰイ	対象者のみ	56単位	59 円	117 円	176 円
科学的介護推進体制加算	全利用者	40単位/月	42 円	84 円	126 円
送迎をしない場合(片道)	対象者のみ	－47単位	－50 円	－99 円	－148 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	全利用者	合計単位数の9.2%を加算			

●その他の費用※介護保険対象外

昼食代	618円	/1食
おやつ代	127円	/1食
紙オムツ・紙パンツ	100円	/1枚
紙パット	30円	/1枚
その他外出や特別なレクリエーション参加時の材料費等 実費		

※上記の介護保険対象の料金は1日あたりの目安です。
実際の請求額(月額)は、1ヶ月分の合計単位数に1単位10.45円(5級地)を掛けて計算をするため、若干の差異が生じることがあります。

※紙オムツ類につきましては、ご持参の物が不足した場合や体調により急遽必要となった場合などに、ご提供します。